

鳥取市告示第588号

下記森林において、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたので、同法第7条第1項の規定により告示する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和4年11月7日

鳥取市長 深澤義彦

記

- 1 経営管理権集積計画の対象森林 別紙のとおり
- 2 縦覧場所
 - (1) 鳥取市農林水産部林務水産課 鳥取市幸町71番地
 - (2) 鳥取市公式ウェブサイト (<https://www.city.tottori.lg.jp>)
- 3 本告示により、鳥取市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

整理番号	所在・地番	地目	面積 (ha)	経営管理権の存続期間	備考
R4-1	鳥取市福部町高江 457-56	山林	0.99	5年 (R5.4.1~R10.3.31)	
R4-2	鳥取市福部町高江 360-1	山林	1.21	5年 (R5.4.1~R10.3.31)	
R4-3	鳥取市福部町海士 288-2	山林	0.68	5年 (R5.4.1~R10.3.31)	
R4-4	鳥取市福部町高江 456-2	山林	0.47	5年 (R5.4.1~R10.3.31)	
R4-5	鳥取市福部町海士 342-1	山林	1.44	5年 (R5.4.1~R10.3.31)	
R4-6	鳥取市福部町高江 338-1	山林	0.68	5年 (R5.4.1~R10.3.31)	